

確認しておきたい食品表示



加工食品の表示とは


■ 義務表示と任意表示

名 称	<input type="text"/>
原材料名	<input type="text"/>
内 容 量	<input type="text"/>
賞味期限	<input type="text"/>
保存方法	<input type="text"/>
販 売 者	<input type="text"/>

⚠️お取り扱い上の注意

<input type="text"/>
<input type="text"/>
<input type="text"/>

栄養成分表示(100g当たり)	
エネルギー	000 kcal
たんぱく質	0 g
脂 質	0 g
炭 水 化 物	0 g
ナトリウム	0 g

 ゴミに出すときは
市町村の区分に
したがつてください。



食品表示とは

「消費者が商品を知るための大切な情報源」です。

勧誘

商品の魅力のアピール

パッケージデザインや訴求表示などで、商品の魅力を消費者にアピール

競争

告知

安全・安心の情報提供

原材料やアレルギーの情報・取り扱い方法などを提供して、食品による事故を防ぐ

パッケージ以外にも「POP」「インターネット」などで表示する場合も法規制を守る必要があります。

食品のパッケージには、 様々な情報があふれています。

表面

コラーゲン1000mg

ぶるぶる?
ぐれーぷグミ

国産ぶどう果汁使用

裏面

名称	グミキャンディー
原材料名	水飴、砂糖、ゼラチン、還元水飴、濃縮ぶどう果汁、植物油脂（大豆を含む）/トレハロース、酸味料、香料、グル化剤（アルギン酸Na）、葉キハベツ色素
内容量	4.5g
賞味期限	20XX.12.31
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて常温で保存してください
製造者	練〇〇製菓 〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1

栄養成分表示（1粒3g当たり）

エネルギー	133kcal
たんぱく質	1.8g
脂質	0.1g
炭水化物	34.9g
食塩相当量	0.1g

●本品製造工場では、小麦を含む製品を製造しています。
●開封後はお早めにお召し上がりください。

ごみを出すときは、市町村の区分に従ってください。

お客様は、
「パッケージに表示された情報」
をもとに商品を選びます。

これらの情報には、法令で定められた「義務表示事項」や、任意で記載される表示があります。

表示の構成

「義務表示」と「任意表示」

義務表示

法律などに基づいて、必要な情報を消費者に提供する。

・安全 ・品質 ・リサイクル情報 など

任意表示

どのような製品なのか、表示が推奨される情報や企業が消費者に伝えたい情報を提供する。

・特徴 ・付加価値 ・リスク情報 など

19

食品の表示に関わる主な法律

法律の名称

食品表示法

計量法

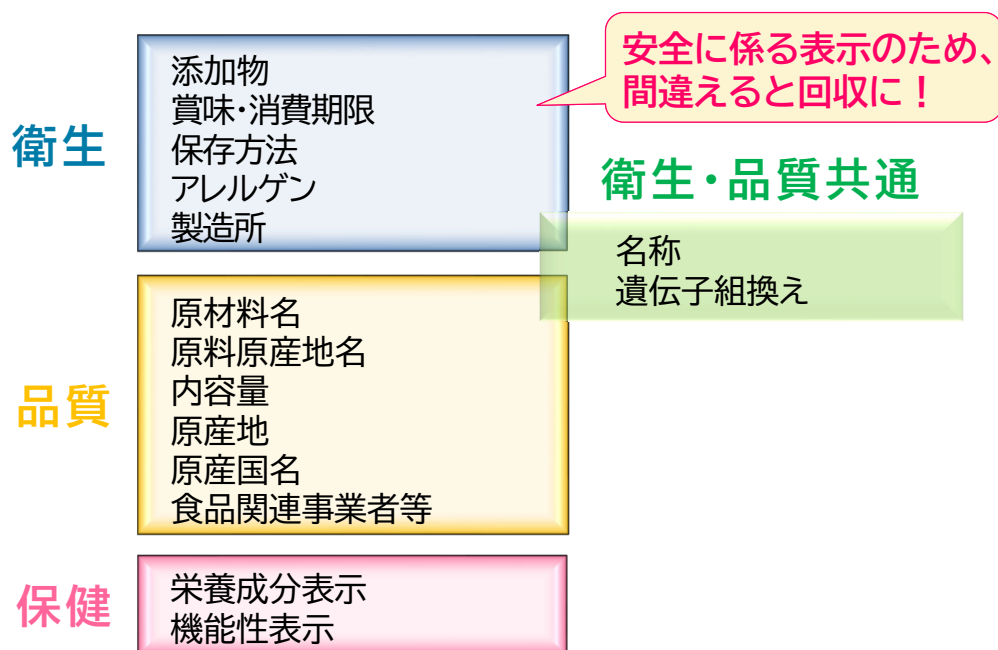
資源有効利用促進法(リサイクル法)

不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)

その他：食品衛生法、JAS法、健康増進法、酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、医薬品医療機器等法(薬機法)、商標法、製造物責任法、公正競争規約、個別ガイドライン など

20

食品表示法で表示される事項



21

具体的な義務表示内容（国産品の表示）

「加工食品」の原則的な表示は、次のような内容が、各々の表示項目のルールに従って表示されています。

名 称	焼菓子	その食品を表す一般的な名称を表示
原材料名	鶏卵（国産）、砂糖、小麦粉、植物油脂、全粉乳、脱脂粉乳、洋酒／トレハロース、乳化剤（大豆由来）、膨脹剤、香料、着色料（カロテン）	原材料に関する情報として「食品原料」「添加物」「アレルギー情報」「原料原産地」「遺伝子組換え情報」などを表示
内容量	6個	内容重量や個数を表示
賞味期限	枠外右下に記載	未開封で、いつまで食べられるのかを表示
保存方法	直射日光をさけ、涼しい所で保存してください。	期限まで商品を日持ちさせるための 保存方法を表示
製造者	〇〇菓子株式会社 福島県〇〇市〇〇町1-1	製造者や加工者など、商品の表示に責任を持つ者を表示
製造所	〇〇菓子株式会社 福島県〇〇市〇〇町8-8	商品の販売を行う者を表示
栄養成分表示（1個当たり）	熱量126kcal、たんぱく質 3g、脂質 9g、炭水化物 12g、食塩相当量 0.2g（推定値）	栄養成分表示として「食品単位」「熱量」「たんぱく質」「脂質」「炭水化物」「食塩相当量」を表示

22

安全に食べてもらうための任意表示



義務表示であるアレルギー表示と同様に、
食品を安全に食べてもらうための
「任意表示」が企業を守るために重要と
なっています。

適切な注意喚起表示は、リスクを軽減します。

23

① 蜂蜜の注意喚起表示

-乳児ボツリヌス症-

2017年、生後6か月の男児の
死亡事故が発生しました。

ジュースに蜂蜜を混ぜた離乳食
を食べたことによるものです。

食品表示基準Q & Aの改正



出典: 国立感染症研究所
ボツリヌス症とは 図3. 乳児ボツリヌス症
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/7275-botulinum-intro.html>

24

「はちみつ」だけでなく、「はちみつを含む食品」に対しても、乳児ボツリヌス症に関する注意喚起を行うことが望ましいとされました。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 食中毒 > ハチミツを与えるのは1歳を過ぎてから。

ハチミツを与えるのは1歳を過ぎてから。

重要なお知らせ

はちみつを含む加工食品も対応が進んでいます。

食品事業者の方へ

ハチミツおよびハチミツを含む食品は「1歳未満の乳児には与えないで下さい。」という情報を、表示などにより消費者に分かりやすく提供するようにお願いします。

② こんにゃくゼリーの注意喚起表示

The Front Line

食品による窒息事故についてのリスク評価を行いました。

食品安全委員会は、こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品について食品健康影響評価（リスク評価）を行いました。その背景や方法、結果などについてご紹介します。

図表2 一口あたり窒息事故頻度（注1）（単位：×10⁻⁸ [1億分の1]）

※一口あたり窒息事故頻度の数値は、仮に日本全国で、1億人の人がその食品を一口、口に入れるとして、その1億口あたりで窒息事故が起こる頻度を意味します。

食品（群）	ケース1-1（注2）
餅	6.8～7.6
ミニカップゼリー	2.8～5.9
飴類	1.0～2.7
こんにゃく入りミニカップゼリー	—
パン	0.11～0.25
肉類	0.074～0.15
魚介類	0.055～0.11
果実類	0.053～0.11
米飯類	0.046～0.093

~~~~ お願い ~~~~

小さなお子様や高齢者の方は絶対にたべないでください

本品は弾力性があり、そしゃく力の弱い小さなお子様や高齢者の方のどに詰まるおそれがあります。

こんにゃく入り



独立行政法人 国民生活センター  
NATIONAL CONSUMER AFFAIRS CENTER OF JAPAN

注目情報 相談事例・判例 相談・紛争解決／情報受付 研修・相談員資格／研修施設 ライブラ

現在の位置: トップページ > 相談事例・判例 > 消費者問題の判例集 > こんにゃく入りゼリーによる死亡事故に関する製造物責任

[2016年8月:公表]

▶ **こんにゃく入りゼリーによる死亡事故に関する製造物責任**

本件は、こんにゃく入りゼリーを食べた幼児（当時1歳9カ月）がのどに詰まらせ窒息死した事故について、その両親らが、食品に危険性があり、食品の警告表示が不十分だったとして、製造会社に対しては製造物責任法3条および不法行為責任、会社取締役に対しては、会社法に基づき損害賠償を請求した事例である。

裁判所は、原告の請求を棄却した原審の判断を維持し、食品自体に危険性は無く、本件警告表示も不十分ではないとして控訴を棄却した。（大阪高裁平成24年5月25日判決〈確定〉、LEX/DB）